

項目	内容	支給額	関連P	連絡先
下請取引配慮要請	取引上のしわ寄せ防止（2月14日） 期や支払い等への一層の配慮（3月10日）	-	P33	下請かけこみ寺： 0120-418-618
個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請	①新型コロナウイルス感染症の拡大防止やそれに伴う需要減少等を理由に、契約を変更する場合には、報酬額や支払期日等の新たな取引条件を書面等により明確化するなど、下請振興法、独占禁止法及び下請代金法等の趣旨を踏まえた適正な対応を行うこと。など	-	P34	下請かけこみ寺： 0120-418-618
官公需における配慮要請	①柔軟な納期・工期の設定・変更及び迅速な支払 ②適切な予定価格の見直し ③各府省等の官公需相談窓口における相談対応	-	P35	各府省等の官公需相談窓口
下請Gメンによる実態把握	全国で120名の下請Gメンが中小企業を訪問し、取引上のお困りごとについてヒアリング。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、取引状況の変化やその影響など実態を把握し、政府の対策に活用。	-	P36	沖縄 098-866-1755
経営資源引継ぎ・事業再編支援事業	1. 経営資源引継ぎ補助金 2. 「プッシュ型」の第三者承継支援 3. 中小企業経営力強化支援ファンド	-	P37	中小企業庁 事業環境部 財務課 03-3501-5803
感染症対策を含む中小企業強靱化対策事業	①新型コロナウイルス感染症対策に特化した「BCP策定ガイドライン」、感染症対策を盛り込んだ「事業継続力強化策の手引き」を公表。 ②新型コロナウイルス感染症を含む自然災害等へ備えるための「事業継続力強化計画」の策定を支援。	-	P38	
雇用調整助成金の特例措置	休業等による給与補償2/3（1/2）、9/10など	-	P40	沖縄県労働局 職業対策課 098-868-3701
小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（労働者に休暇を取得させた事業者向け）	①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども ※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等 ②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども	休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10	P41	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 相談コールセンター：0120-60-3999
小学校等の臨時休業に対応する保護者支援（委託を受けて個人で仕事をする方向け）	①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等（※）に通う子ども ※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等 ②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども	就業できなかった日について、1日当たり4,100円（定額）	P42	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 相談コールセンター：0120-60-3999
個人向け緊急小口資金等の特例	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯	・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 ・その他の場合、10万円以内 【据置期間】1年以内 【償還期限】10年以内 【貸付利率】無利子	P43	お住まいの市町村社会福祉協議会（社協）
都道府県労働局及び労働基準監督署における配慮	1. 中小企業等への配慮 2. 労働基準法第33条の解釈の明確化 3. 1年単位の変形労働時間制の運用の柔軟化 4. 36協定の特別条項の考え方の明確化	-	P45	都道府県労働局
外国人の在留資格取扱い	①「在留資格認定証明書」※の有効期間延長 ②技能実習生の在留資格変更手続き	-	P46	地方出入国在留管理官署
テレワークに関する情報提供	テレワーク導入事例の紹介	-		テレワーク相談センター ：0120-91-6479
テレワーク導入支援策	1. テレワークマネージャー派遣事業（総務省） 3/31まで 2. 時間外労働等改善助成金特例コース（テレワークコース）（厚労省） 3. IT導入補助（生産性革命推進事業の内数） 4. 税制面での支援①少額減価償却資産の特例②中小企業経営強化税制 ※詳細は調整中	-	P48	
現地進出企業・現地情報及びジェトロ相談窓口	①操業再開に向けた中国の省市別支援策 ②ビジネス短信の発信 ③新型コロナウイルス関連相談窓口	-	P49	ジェトロ
輸出入手続きの緩和等について	1. 輸入関連 輸入承認書の有効期間が過ぎるおそれのある場合 →有効期間の延長を申請することが可能です。【外為法】 関税割当証明書の有効期間が過ぎるおそれのある場合 →有効期間を期間満了日の翌日から30日を超えない範囲で延長することの申請が可能です。【関税暫定措置法等】 2. 輸出関連 輸出許可証又は輸出承認書の有効期間が過ぎるおそれのある場合 →有効期間の延長を申請することが可能です。【外為法】 輸出許可証に付された条件の履行を期限までに行えない場合 →令和2年6月30日までに履行期限が到来するものについては、一律、令和2年6月30日まで履行期限を延長します。【外為法】	-	P50	本省貿易管理部、各経済産業局・通商事務所等